

要求水準書（案）への質問・意見への市の回答・見解

※貢章節項目細目、図表番号は6月公表時点のものとなります。

No.	実施方針 （案）/ 要求水準書 （案）	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	要求水準書 （案）	1	第1	4				対象施設	本事業の維持管理範囲として高瀬下水処理場が対象となっておりますが、高瀬処理場では消化ガス発電事業も進められているかと思えます。本事業の範囲において、消化ガス発電事業の扱い・本事業との境界部分についてご教授頂けますでしょうか？	前段については、消化ガス発電事業は、本事業の対象外です。運転管理上満たすべき基準は「要求水準書（案）」第3章2－1をご確認ください。 後段については、詳細は募集要項等で公表します。
2	要求水準書 （案）	1	第1					現在検討中の項目について、未記入	本事業参画検討のため、事業全体を把握する必要があります。 検討中の未記入の概要についてお教えてください	事業者を求める業務は、要求水準書（案）に示しているとおりですが、求める水準等が今後変更になる可能性があります。
3	要求水準書 （案）	3	第1	4	図表4			主な対象施設の概要（管路施設）	管路施設の対象施設に、「公共下水道（人孔）、公共汚水桝、調整池」が含まれています。管渠以外の施設の改築工事・修繕工事も、本事業内に含まれますか。	事業者が検討する更新計画案において、対策が必要となった他場合は、改築工事及び修繕工事を行うことになります。
4	要求水準書 （案）	3	第1	4	図表4			主な対象施設の概要（管路施設）	「公共下水道（管路施設）に【口径別延長】150mmから800mm未満：80.7km、800mmから2000mm未満：18.6km、2000mm以上：5.5km」とありますが、管路施設の改築業務の口径毎の延長はどの程度を想定されているのでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
5	要求水準書 （案）	3	第1	4				図表4 主な対象施設の概要（管路施設） 対象施設：管路施設 調整池	調整池4箇所について、場所や規模など具体的な業務内容をご教示ください。	場所や規模などは詳細は、「実施方針」で公表します。
6	要求水準書 （案）	4	第1	5				業務範囲	図表5対象業務の改築の部分に高瀬下水処理場のみとあります。宮本ポンプ場についてはどのような対応を想定されているのかご教授願います。	宮本ポンプ場については、現在の事業期間において改築工事は想定していませんが、事業者の提案により、改築範囲に含めることが可能です。なお、改築を行う場合は、工事監理、詳細設計を実施してください。 当該箇所を修正し、今後公表します。
7	要求水準書 （案）	4	第1	5				業務範囲	見学およびロケ撮影に関する申込受付・日程調整・可否判断は貴市が実施し、事業者は貴市の指示に基づき当日の施設内案内および対応のみを行うとの理解でよろしいでしょうか。	市は受け付けまでとし、見学説明やロケ撮影現場管理を事業者が中心となって実施することを想定しています。
8	要求水準書 （案）	4	第1	5				業務範囲	上部運動広場の管理とは防火管理を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）」第2章2-1のとおり、統括防火管理者及び統括防災管理者の選任業務を意味します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
9	要求水準書 (案)	4	第1	5	図表5			高瀬下水処理場 宮本ポンプ場 高瀬幹線ゲート 詳細設計	改築、工事監理は高瀬下水処理場のみと記載がありますが、詳細設計は記載がありません。本事業で改築を行う範囲のみの認識でよろしいでしょうか？	No.6の回答をご参照ください。
10	要求水準書 (案)	4	第1	5	図表5			高瀬下水処理場 宮本ポンプ場 高瀬幹線ゲート 台帳管理	既存の施設台帳へシステムへの入力とありますが、積算精度を高めるため、今後既存システム情報を開示していただけたらと考えてよろしいでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。
11	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表 5 対象業務	「その他－市との共同での研究や災害対応訓練」と記載がありますが、要求水準書（案）P23に示されているとおり、「その他－市との共同研修や災害対応訓練」との理解でよろしいでしょうか。	当該箇所を修正し、今後公表します。
12	要求水準書 (案)	5	第1	5				業務範囲	図表5対象業務の中でその他維持管理の項目備考に下水道用地の管理等の記載があります。本業務における下水道用地の管理業務とはどのような業務を想定されているのかご教授願います。	下水道用地の管理は、除草や表面清掃を想定しています。 想定の内容を追記したうえで今後公表します。
13	要求水準書 (案)	5	第1	5				業務範囲	「提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、」とありますが、当該記載は受注者側で官積算を行う、という認識でよいでしょうか？	市が指定する積算基準に基づき積算を行うものです。
14	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：管路施設 （公下）… ① 管路施設（排水 管）… ② 管路施設（その 他）… ③	対象施設それぞれの「汚泥、草等廃棄物運搬」について、排出場所及びその状況（屋内・屋外、搬出経路等）、積み込み作業に関する制約事項の有無などを具体的に教えてください。	排出場所は、事業者の任意で選定してください。 積み込み作業に関する制約は現場条件によります。
15	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：管路施設 （公下）… ① 管路施設（排水 管）… ② 管路施設（その 他）… ③	対象施設それぞれの「汚泥、草等廃棄物運搬」の廃棄物について、廃棄物の名称、一般廃棄物または産業廃棄物の区分、性状（液状、泥状、含水率、臭気の有無等）、有害物質の含有の有無、SDS（安全データシート）または分析結果の有無などを具体的に教えてください。	「汚泥、草等廃棄物運搬」の廃棄物について、有機汚泥や無機汚泥、刈草や剪定枝になります。 区分は一般廃棄物と産業廃棄物のどちらも発生しますので、作業の際にご確認し適切に処理してください。 性状や有害物質の含有の有無は、現場条件によります。SDS（安全データシート）または分析結果の有無については、把握していません。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
16	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：管路施設 (公下) … ① 管路施設(排水 管) … ② 管路施設(その 他) … ③	対象施設それぞれの「汚泥、草等廃棄物運搬」の運搬について、排出量 (総量)、1回当たりの予定排出量、予定排出頻度(スポット・定期)な どを具体的にご教示ください。	排出量、頻度は現場条件によります。
17	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：管路施設(公 下) 管路施設(排水 管) 管路施設(その 他)	対象施設それぞれの「事故対応」について、事故とは具体的に何を想定さ れているのかご教示ください。	管路施設の陥没、破損、緊急的なつまり等により 下水道施設としての性能を満たせなくなる事象等 を想定しています。
18	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：管路施設(公 下) 管路施設(排水 管) 管路施設(その 他)	対象施設それぞれの「緊急・災害対応」について、緊急・災害、の定義およ び想定されている事象をご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。 現時点では、地震、大雨等を想定しています。
19	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：管路施設(公 下) 管路施設(排水 管) 管路施設(その 他)	「緊急・災害対応」について、緊急対応時の費用は別途でしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
20	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：その他	「維持管理」について、下水道用地の管理等とは具体的にどのような内容で しょうか。	No.12の回答をご参照ください。
21	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：その他	「交付金、補助金申請の補助」、「会計検査対応の補助」、「市の計画策 定・見直し業務の補助」とあるが、「補助」とはどのような業務を想定されてい るのかご教示ください。	「交付金、補助金申請の補助」は、交付金申請 に係る資料作成に必要な情報の提供等、「会計 検査対応の補助」は、会計検査に向けた資料作 成及び当日の質問回答の補助等、「市の計画 策定・見直し業務の補助」は、市の計画策定時 に必要な応じて本事業の情報を提供すること等を 想定しています。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
22	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：その他	「交付金、補助金申請の補助」、「会計検査対応の補助」、「市の計画策 定・見直し業務の補助」について、「補助」の費用は委託金額に含まれてい るのかご教授ください。	委託金額に含まれています。
23	要求水準書 (案)	5	第1	5				図表5 対象業務 対象施設：管路施設(公 下) 管路施設（排水 管） 管路施設（その 他）	対象施設それぞれの「住民対応」とは具体的に何かご教授ください。また、 過去 5 1 件の具体的な内容の開示は可能でしょうか。	臭気、つまり等の問い合わせがあった場合の対応 です。 過去の対応の詳細は募集要項等で公表します。
24	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2			業務実施体制	要求水準書（案）P9に「統括管理業務」を除いたものについては、第三 者に委託し又は請け負わせることができる。」と記載されていることから、統括 管理業務を担える体制であれば、P7に記載の応募グループが配置する責 任者のうち、ウ業務責任者として再委託先の人員を配置し、P7～8に記載 の（２）実施体制に示される各種配置技術者として再委託先の人員を 配置しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(1)	ア	総括責任者について	総括責任者は、SPCの代表企業または構成企業のいずれからでも選出可 能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(1)	ア	総括責任者	総括責任者は、常駐勤務となりますか。	総括責任者は、常駐勤務を必須とするものでは ありませんが、市との窓口を担うものとなりますの で、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 に規定する休日及び12月29日から1月3日まで の日を除く日の8時45分から17時15分の間は、 総括責任者若しくは副総括責任者（総括責任 者の代行）に、連絡が取れる体制にしてくださ い。
27	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(1)	イ	副総括責任者	副総括責任者、常駐勤務となりますか。	副総括責任者は、常駐勤務を必須とするもので はありません。
28	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(1)	ア	応募グループが配置する責 任者	本事業における総括責任者・副総括責任者の現場常駐義務について確 認させて下さい。本事業においては、ご記載頂いている責任者の役割を全う することは当然のことですが、船橋市内に設置するSPC事務所または高瀬 処理場内に常駐することを求めているものではないと考えて宜しいでしょ うか？	No.26、27の回答をご参照ください。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
29	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(1)	ウ	応募グループが配置する責任者	業務責任者においては、運転管理・維持管理業務責任者と管路の維持管理を担う責任者を専任として配置が求められておりますが、高瀬下水処理場への常駐義務を追うのは業務責任者1名の常駐と認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
30	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(1)	エ	有資格者の配置	資格者を配置しなければならないとありますが、必要な作業を実施する際に配置すればよいとの理解で、常駐は不要という認識でよろしいでしょうか。	関係法令に基づき常駐が必要な資格者を除き、必要な作業を遅滞なく実施できる体制であれば常駐は不要です。
31	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(1)		統括責任者	本実施者については、資格要件はないものと考えておりますが、このような理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(2)	(ウ)	工事監理業務	本業務を実施する企業および実施者については、資格要件はないものと考えておりますが、このような理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。特定の資格を有している必要はございません。
33	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(2)	(ウ)	改築を行う企業以外	改築を行わない企業としては、次のように考えておりますが、このような理解で良いでしょうか？ →例：パイプの改築工事を実施する場合、機電のプラント企業であれば対象工事外であるため、これら企業で工事監理業務の担当者を選出することは可能である。	ご理解の通りですが、適切に工事の監理業務を行えるものを配置してください。 再委託等を行う場合は、地元企業に配慮した対応をしてください。
34	要求水準書 (案)	7	第2	1	1-2	(2)	(ウ)	工事監理業務	ここでの工事監理は、地方自治法施行令 第167条の15第4項上の監督委託に当たるものではないという理解でよろしいでしょうか。事業者が負う責に差が生じますので、確認をお願いします。	詳細は、募集要項等で公表します。
35	要求水準書 (案)	7	2	1	1-2	(1)	ア	統括管理体制	総括責任者について、常駐配置を想定されているのか、また常駐を要しない場合の勤務場所・連絡体制等に関する要件があればご教示ください。	前段は、No.26の回答をご参照ください。後段は、指定はございません。
36	要求水準書 (案)	7	2	1	1-2	(1)	ア	統括管理体制	総括責任者、副統括管理者の資格要件については、記載がありませんが、不要とのことで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 (案)	7	2	1	1-2	(1)	イ	副統括責任者	副総括責任者と業務責任者の兼務は可能とありますが、総括責任者と業務責任者の兼務も可能との理解でよろしいでしょうか。	総括責任者と業務責任者の兼務は不可です。
38	要求水準書 (案)	7	2	1	1-2			応募グループが配置する責任者	総括責任者及び副総括責任者について、要求水準書に明示された事項以外に、提案時に考慮すべき実務経験、同種業務経験又は評価上重視される事項があればご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
39	要求水準書 (案)	8	第2	1	1-2	(2)	(ウ)	工事監理業務	工事監理業務についても、詳細設計と同様に工事監理業務委託として費用を計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務に必要な費用は、本事業に要する費用として見込んでください。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
40	要求水準書 (案)	8	第2	1	1-2	(2)	(ウ)	工事監理業務	「本事業に従事する者は、改築を行う企業以外から配置し、適切に工事の管理業務を行えるものを配置すること」の記載がありますが、SPCに参画した企業は、工事監理業務を行うため、改築工事は行えないのでしょうか。	同一企業が工事監理業務と改築工事の両方を行うことはできません。工事監理に従事する者は、改築を行う企業以外から配置してください。
41	要求水準書 (案)	8	第2	1	1-2	(2)	(ウ)	工事監理業務	「本事業に従事する者は、改築を行う企業以外から配置し、適切に工事の管理業務を行えるものを配置すること」の記載がありますが、SPC参画企業が改築工事を行い、SPC内の別企業が工事監理を行うことは可能でしょうか。	可能です。
42	要求水準書 (案)	8	第2	1	1-2	(2)	(ウ)	工事監理業務	「本事業に従事する者は、改築を行う企業以外から配置し、適切に工事の管理業務を行えるものを配置すること」の記載がありますが、SPCの参画企業が、改築工事の二次以降の下請けで施工する場合は、SPCの工事監理業務を行うことは可能でしょうか。	対応はできません。
43	要求水準書 (案)	8	第2	1	1-2	(2)	ア	(工)有資格者の配置	有資格者の中に、ボイラー取扱技能講習修了者又はボイラー技士（2級以上）とありますが、本資格が必要な業務はどのような業務を想定されていますか。	現時点では法令の対象となる設備はございません。今後、法令の対象となる設備が設置される場合を想定し、資格者を配置してください。
44	要求水準書 (案)	8	第2	1	1-2	(2)	イ	実施体制	更新計画作成及び詳細設計業務の配置技術者について（a）（b）の要件を満たすものとありますが、配置技術者の業務実績については問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書 (案)	8	第2	1	1-2	(2)	イ	実施体制	更新計画作成及び詳細設計業務の配置技術者について（a）（b）の要件を満たすものを配置するとありますが、（a）（b）の条件いずれかを満たすものを配置するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書 (案)	9	第2	1	1-3			業務の委託または請負	「統括管理業務」を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。」と記載がありますが、第三者にはSPCの構成員も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書 (案)	9	第2	1	1-3			委託契約体制	SPCからSPC構成企業へ業務を委託し、さらに当該SPC構成企業から地元企業へ業務を委託する実施体制は可能と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等で公表しますが、地元企業への配慮を加点要素とする想定です。
48	要求水準書 (案)	9	2	1	1-2	(2)	ウ	管路の維持管理業務関連	管路の維持管理業務を統括する業務主任技術者について、住民対応、事故・緊急対応及び災害対応時において、現地対応責任者としての役割を担うことを想定されているのか、又は統括・報告管理を主な役割とするのかご教示ください。	特に災害時においては、複数個所での事故が発生する可能性があるため、現時点での想定は、総括・報告管理を想定します。
49	要求水準書 (案)	10	第2	1	4	(3)		労働災害防止	労働災害防止における必要資格はあるのかご教授ください。	法令等で定められた有資格者を配置してください。
50	要求水準書 (案)	10	第2	1	4	(3)		労働災害防止	労働災害防止における配置人数の指定はあるのかご教授ください。	法令等で定められた人数を配置してください。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
51	要求水準書 (案)	10	第2	1	4	(4)		公衆災害防止	交通誘導員費用は委託費に含まれているのかご教授ください。	含まれています。
52	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(1)		災害時の対応	災害時の対応において、事業者側での判断や体制などを明確にするために船橋市様で作成されている下水道BCP計画/高瀬下水処理場BCP計画もしくは非常時対応マニュアルなどの資料開示をお願い出来ますでしょうか？	資料開示の時期は別途公表します。
53	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(2)		備蓄品の配備	「最低3日分程度の災害備蓄品を配備すること」とありますが、備蓄の対象は事業継続のための運営要員分でしょうか。それとも、避難者へ配布可能な量を含むのでしょうか。	備蓄の対象は事業継続のための運営要員分とし、避難者への配付分は含まれません。
54	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(4)		災害の協定	本事業の事業者は別途市と災害協定を締結すると記載が御座いますが、災害協定の内容について事前に開示して頂くことは可能でしょうか？本事業の契約以降に別の協定を結ぶことになりますので、その内容については事前開示をお願い致します。	詳細は、募集要項等で公表します。
55	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(4)		災害の協定	当該災害協定はSPCと締結することを想定されているのでしょうか。 また、SPCの構成企業が既に貴市と同種の災害協定を締結している場合は、その協定をもって本要件を満たすことが可能との認識でよろしいでしょうか。 あるいは、本事業に関しては既存協定の有無にかかわらず、SPCとして別途協定を締結する必要がありますでしょうか。	既存協定の有無に関わらず、SPCと協定を締結することを想定しています。
56	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(1)		災害時の対応	災害時の範囲に、大雨対応など通常業務の範疇として想定されるものと、激甚災害、重大事故の様に事前想定が難しいものが混在している印象です。確立すべき体制の前提に大きく影響しますので、後者はここで求められる体制確立義務の対象外としていただきますよう、お願いします。	ご意見として承ります。
57	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(1)		災害時の対応	ここでの対応に必要な費用は、当初契約額とは別と考えてよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
58	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(1)		協定の締結	災害協定に定められる内容と、本事業での契約範囲との区分の明確化をお願いします。	詳細は、募集要項等で公表します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
59	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(1)		災害時の対応	「大規模な地震などの災害発生後・復旧後の業務については、市の指示により事業者は対応し報告しなければならない」とされていますが、激甚災害等の際には、やむを得ない事情で、市の指示に対して一定の対応制限が生じることもありうると想定しています。その際、「市の指示に対応しなければならない」の文言に対して不履行の扱いとは解されない旨、明示をお願いします。	ご意見として承ります。
60	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(4)		協定の締結	「災害発生後・復旧後の業務については、市の指示により事業者は対応し報告しなければならない」とされていますが、激甚災害等の際には、やむを得ない事情で、市の指示に対して一定の対応制限が生じることもありうると想定しています。その際、「市の指示に対応しなければならない」の文言に対して不履行の扱いとは解されない旨、明示をお願いします。	詳細は、募集要項等で公表します。
61	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-7			地域貢献	「地元企業・人材の活用を図るなど、地域貢献に寄与すること」とされていますが、寄与していることの判断基準についてご想定があれば、明示をお願いします。	詳細は、募集要項等で公表します。
62	要求水準書 (案)	11	2	1	1-5	(1)		災害時の対応	災害対応業務について、受託者は初動確認、応急安全措置及び市への報告を担い、本格復旧工事は市又は市が別途手配する事業者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、受託者に求める対応範囲をご教示ください。待機の場合の待機費用の考え方をお教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、起こりうる災害により対応が異なりますので、詳細は募集要項等で公表します。
63	要求水準書 (案)	11	2	1	1-5	(4)		協定の締結	災害協定において想定される受託者の対応範囲、費用負担及び役割分担をご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
64	要求水準書 (案)	11	第2	1	1-5	(1)		災害時の対応	現在船橋市様と個別締結している「機械・電気設備故障等復旧支援協力に関する協定」の取扱いはどうなるのでしょうか。本業務対象施設では受託業者と協定締結する運びとなっており、個別締結している業者とは今回対象施設の高瀬処理区は協定対象外となる想定かご教示願います。対象外とならない場合、どのような位置づけとなるかもご教示願います。	前段については、協定の対象を想定しております。後段については、市全域の位置づけとなります。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
65	要求水準書 (案)	11	第2	1	5	(1)		災害時の対応	事故レベル別の市への報告基準の有無をご教授ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
66	要求水準書 (案)	11	第2	1	6			環境対策	「上記の他、地球環境に配慮した運転管理に努めること」とは、具体的にどのような内容を想定しているかご教授ください。	地球環境に配慮した運転管理としては、例えば、効率的な設備の使用による電力量の低減、省エネルギーの推進、薬品及び資源使用量の低減、温室効果ガス排出の抑制等を想定しています。さらに、不要な照明の消灯、ごみの分別の徹底等の環境に配慮した行動をしてください。
67	要求水準書 (案)	12	第2	1	1-9	(1)		既設施設等の確認対象	既存施設の市と事業者での施設確認は重要と考えますが、事業者が管理を行う施設対象の資産台帳・現段階での健全度などは保全計画を検討する重要な資料となります。応札検討を実施するにあたり、対象となる資産台帳(設置年度・仕様) 健全正などの資料開示をお願い出来ますでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
68	要求水準書 (案)	12	第2	1	1-9			事業開始前の施設確認	1-10 業務終了時及び引継ぎと比較すると、終了時は全施設に対して2年の保証が求められるが、開始時は3か月以内の確認期間で、市と事業者が協議のうえ定めた設備等の確認に留まり、契約不適合（本事業を実施する上で、既存施設等が通常の施設運営を行うことができる機能・性能等を有していない、もしくは著しい損傷がある状態）への措置も当該確認時の対応に留まるため、アンバランスになっている印象です。開始前、終了時とも受発注者がイコールフットINGとなるような設定をお願いします。	ご意見として承ります。
69	要求水準書 (案)	12	第2	1	1-9	(2)		事業開始前の施設確認 (2) 確認の方法	「市立ち合いの上で、設備管理台帳等の情報及び現地において、（中略）健全性を確認する」とありますが、管路施設の健全性確認は、市がすでに実施しているTVカメラ調査結果を、双方で確認するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 (案)	12	第2	1	1-10			業務終了時及び引継ぎ	事業期間終了時の施設機能について「経年劣化によるものは除く」とありますが、通常想定される経年劣化と、事業者の維持管理不良等に起因する劣化とを明確に区別するための「客観的な判断基準や指標」は契約締結時までに提示され、当該基準等に定めのない劣化等については、原則として通常の経年劣化として取り扱われるという認識でよろしいでしょうか。	「客観的な判断基準や指標」は、事業開始前の施設確認結果等を踏まえ、市と事業者で協議の上、整理します。判断基準の一例として、健全度を想定しています。経年劣化に該当するかどうかは、事業者の帰責事由の有無及び本業務の改築対象であるかどうか等を踏まえて判断します。
71	要求水準書 (案)	12	第2	1	1-8			地域住民対応等業務	本事業の実施にあたり地域住民等に事業内容を説明と記載があります。その前提として、本事業が選定され開始（公表）するにあたり市側で地域住民等に事業について説明をされるのでしょうか？	今後の市内部の協議により、決定していく想定です。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
72	要求水準書 (案)	12	第2	1	8			地域住民対応等業務	一次対応は事業者、行政説明は市という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書 (案)	12	第2	1	9	(1)		事業開始前の施設確認	引継ぎ時点の既存不良は市負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書 (案)	12	第2	1	10	(1)		業務終了時	契約終了後2年間の責任範囲の詳細をご教授ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
75	要求水準書 (案)	13	第2	1	1-10	(2)		引継ぎ事項の整理	事業期間終了時に求められる「正常な性能」とは、事業者の責めに帰すべき事由による機能低下を除去した状態を指し、通常の経年劣化による性能低下は事業者の復旧責任の対象外との理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了時の施設機能の取扱いについては、事業者の帰責事由の有無を踏まえて判断します。原則として、事業者の帰責事由によるものではない通常の経年劣化については、事業者の復旧責任の対象ではありません。
76	要求水準書 (案)	13	第2	1	1-10	(3)		電子納品について	電子納品データについて、最終引継ぎ時にまとめて提出する場合のデータ量・整理方法を踏まえ、業務期間中に段階的に提出する対応など運用方法の協議は可能でしょうか？	協議可能です。
77	要求水準書 (案)	13	第2	1	1-12 1-13			情報開示・秘密の保持	1-12情報開示では事業者からの開示事項を提案として求めるものの1-13秘密の保持で第三者への閲覧などが制限されている状況となります。現段階で、市側で想定する情報開示の事項などについて最低限開示すべき事項など御座いましたらご教授下さい。	詳細は、募集要項等で公表します。
78	要求水準書 (案)	14	第2	1	1-13			秘密の保持	「第2章2に示す業務計画の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、」とありますが、「業務組織計画」に該当する第2章2の箇所を明確化していただけますでしょうか。（全体業務計画の(2)人員体制に記載される者以外の認識でしょうか。）	「要求水準書（案）」第2章2－1(2)、2-2、2-3を指します。
79	要求水準書 (案)	15	第2	1	16			関係法令等	法改正による追加費用は協議対象と理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）リスク分担表で示しています。
80	要求水準書 (案)	17	第2	2	2-1 2-2			全体業務に関する事項 年間業務に関する事項	本事業の現段階での予定として令和9年度第4四半期に基本協定・業務契約・事業契約などが予定されており、令和10年4月からの事業開始に向けた全体業務計画・年間業務計画を初年度30日前までに提出することは期間的に難しいのではないかと想定しております。引継ぎ期間を含めた全体の事業スケジュールなどの見直しをお願い出来ないでしょうか？	ご意見として承ります。
81	要求水準書 (案)	17	第2	2	2-1	(9)		改築	事業開始30日前までに作成する全体業務計画に、「改築を実施する時期、名称・仕様・路線名（管路）・工事内容、工事金額、工事監理に関する事項」の記載が求められています。改築計画策定前の段階として、どのようなものの記載をご想定でしょうか。	準備期間中に市との協議の上、初年度に行う業務内容を記載してください。なお、工事の実施時期、名称・仕様・路線名（管路）、工事内容、工事金額(年割)が必要となります。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
82	要求水準書 (案)	17	第2	2				業務計画に関する事項	令和9 年度第4 四半期 基本協定締結,事業契約締結と記載があり、各計画は事業開始30日前までに市と詳細を協議して提出する必要があります。またSPC設立、業務引継ぎ等もあります。事業開始が令和10年4月1日ですので、非常にタイトなスケジュールとなります。各期間に十分な時間を確保できるようなスケジュールをご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
83	要求水準書 (案)	17	第2	2	1			全体業務計画に関する事項	点検・清掃・修繕の範囲を明確化できますでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
84	要求水準書 (案)	17	第2	2	1	(8)		修繕計画	緊急修繕費の負担区分の詳細をご教授ください。	「要求水準書（案）」第3章2-12のとおり上限金額での対応を行い、なお緊急修繕が必要な場合は、市と協議します。
85	要求水準書 (案)	17	第2	2	1	(9)		改築	改築対象選定基準は市指定という理解でよろしいでしょうか。	改築対象は、民間事業者が提案するものです。
86	要求水準書 (案)	18	2	2	2-1	(11)		地域貢献	地域貢献として地元企業の活用が求められていますが、会社名まで具体的に記載は必要ですか？また他の応募者と被っていても問題ないのでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。
87	要求水準書 (案)	18	第2	2	2			年間業務計画に関する事項	計画外作業発生時の変更手続きはどちらの負担範囲でしょうか。	業務計画の変更が起きた場合の事務手続きは事業者にて対応して下さい。
88	要求水準書 (案)	19	第2	3				業務報告書に関する事項	報告頻度・様式について、事前協議は可能なのかご教授ください。	報告頻度は、「要求水準書（案）第2章3の通りです。なお、様式は、市との協議により決定します。
89	要求水準書 (案)	22	第3	1	1-1	(1)	ア	統括管理体制の「統括責任者」表記について	「統括責任者」という表現について、要求水準書（案）P7で規定されている「総括責任者」と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 当該箇所を修正し、今後公表します。
90	要求水準書 (案)	22	第3	1	1-1	(1)	(4)	委託業務および工事の発注・業務委託	「各業務を委託または工事を発注するに当たっては、適切に受注者を選定し、 <u>所定の基準に基づく業務管理</u> を行うこと。」の記載があります。要求水準となるような所定の基準に基づく業務管理とは具体的にどのような管理を想定されているかご教示ください。	各業務を委託または発注する場合は、再委託または発注した事業者が、要求水準を満たすように管理することを想定しています。
91	要求水準書 (案)	22	第3	1	1-1			統括管理業務	6/30の説明会において、管路施設（公下・排水管）と高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲートに関する概算事業費（税込み）が提示されましたが、補足にて統括管理業務、S P C 設立費は含まないとの記載があります。現時点での統括管理業務に関する委託費計上の考え方並びに概算額について、ご提示をお願い致します。	統括管理業務に関する委託費計上の考え方及び概算額については、現在精査中であり、現時点でお示しできるものではありません。
92	要求水準書 (案)	22	第3	1	1-1	(2)		技術管理に関する事項	本事業の品質を確保する上で、現時点で想定している管理指標があれば教えてください。	詳細は、募集要項等で公表します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
93	要求水準書 (案)	22	第3	1	1-1	(4)		委託業務及び工事の発注・業務管理	「業務を委託または工事を発注するにあたっては、適切に受注者を選定」とありますが、適切な選定とはどのようなものをご想定でしょうか。貴市での手続き同様に、参加資格を設定・確認し、入札によって選定すべきなど何らかの基準を想定されていますでしょうか。当該項は訓示規程であり、基本的には本事業の公募要領に則り、適切に選定された本事業者の判断・裁量に委ねられると解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
94	要求水準書 (案)	22	3	1	1-1	(4)		地域貢献	地元企業の活用および連携が求められていますが、案件ごとで予算で合意が出来ない場合は、地元を活用ができないことも想定されます。この場合は問題ないとの認識で宜しいでしょうか？	地元企業の活用及び連携に関する提案を行った場合は、原則として当該提案の履行を求めます。ただし、個別案件ごとの条件により地元企業の活用が困難な場合は、その理由を整理の上、市と協議してください。
95	要求水準書 (案)	23	第3	1	1-3			会計検査対応の補助業務	想定されている「会計実地検査等に必要資料作成」の内容をお教えください。	会計検査に必要な一例として、機器選定比較検討書・その他選定資料・工事設計書・工事図面・設計単価資料・設計単価見積書（3社見積）・施工時資料（施工計画書・施工写真・施工図・品質管理・材料搬入報告・試験報告・検査調書）などを想定しています。
96	要求水準書 (案)	24	第3	2	2-2	(1)		想定する流入水質	想定流入水質（BOD300以下等）から逸脱した場合の協議発動について、(a)逸脱の判定基準（日最大／月平均／連続日数）、(b)逸脱期間中の暫定運転に係る費用の負担に関してご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
97	要求水準書 (案)	24	第3	2				処理場等施設の業務に関する要求事項	6/30の説明会において、高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲートに関する概算事業費（税込み）が提示されました。3条と4条別に提示がありますが、現時点での処理場・ポンプ場業務に関する3条・4条各々の概算事業費内訳についてご提示をお願い致します。	現時点でお示しできる概算事業費の内訳は、6/30の説明会で提示した内容となります。これ以上の内訳については、現時点でお示しできるものではありません。
98	要求水準書 (案)	24	第3	2				処理場等施設の業務に関する要求事項	6/30の説明会において、高瀬下水処理場・宮本ポンプ場・高瀬幹線ゲートに関する概算事業費（税込み）が提示されました。概算事業費には、計画及び設計委託費も含まれている、という認識でよいでしょうか？	概算事業費には、計画及び設計委託費が含まれています。
99	要求水準書 (案)	24	第3	2	2-2	(1)		運転管理及び維持管理に係る要求水準（1）想定する流入水質	想定する流入水質について、市が想定される水質を示していただくか、変動幅をご提示願います。	「要求水準書（案）」第3章2-2をご確認ください。
100	要求水準書 (案)	24	第3	2	2-2	(2)		運転管理及び維持管理に係る要求水準（2）処理水量	想定する処理水量について、日最大水量についてもご提示願います。	日最大水量の想定はありません。参考として、令和7年度における高度処理の日最大水量は、82,550m3です。
101	要求水準書 (案)	25	第3	2	2-2	(3)		放流水質等に関する要求水準	脱水汚泥含水率について、要求水準値85.0%以下に加えて「目標基準」を別途設定する旨が示されています。目標基準の未達時の取扱い（モニタリング上の減点対象とするか否か）についてご教示ください。	汚泥の減量化を目的とした目標基準の設定は努力義務となりますが、未達成時の扱いは、募集要項等で公表します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
102	要求水準書 (案)	25	第2	2	2-2	(3)		放流水質に関する要求水準	計画放流水質は塩素混和池出口（消毒後）の水質との理解で良いでしょうか。また、水質は瞬時値ではなく日平均値との認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該箇所を詳細化し、今後公表します。
103	要求水準書 (案)	25	第2	2	2-2	(3)		放流水質に関する要求水準	高瀬下水処理場は一部合流式となっており、雨天時は簡易放流を実施しているが、計画放流水質は簡易放流が行われている雨天時でも順守が求められるものでしょうか。	簡易放流の場合、計画放流水質の遵守は求めません。
104	要求水準書 (案)	25	第2	2	2-2	(3)		放流水質に関する要求水準	高瀬下水処理場は一部合流式となっており、雨天時は簡易放流を実施しているが、雨天時でも放流水質順守が必要な場合、現在でも水質は放流水質以下の運転管理がなされていますでしょうか。	No.103の回答をご参照ください。
105	要求水準書 (案)	25	第2	2	2-2	(3)		放流水質に関する要求水準	残留塩素濃度が過剰と判断される目安値をご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
106	要求水準書 (案)	25	第2	2	2-2	(4)		施設機能の維持に関する要求水準	「本業務開始時の水準レベルに維持する（経年劣化によるものは除く）」とありますが、経年劣化に伴う健全度の低下は、施設性能が発揮できる限りは許容されとの認識で良いでしょうか	詳細は、募集要項等で公表します。
107	要求水準書 (案)	26	第3	2	2-3			運転操作・監視・管理業務	「市が運転方法の変更その他を指示する場合がある。」とありますが、市が指示を行う場合の基準（指示系統の切替基準）を明示していただけますでしょうか（例：降雨対応における流入量、降雨量等）。	状況に応じて市のからの指示により対応していただくことを想定しています。
108	要求水準書 (案)	26	第3	2	2-4			調査業務	調査業務の具体的な要求事項の記載が無いと思われます。そのため調査業務の項目・頻度・内容については、事業者提案に基づくと考えておりますが、この様な理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
109	要求水準書 (案)	27	第3	2	2-4	(4)		電気工作物の維持業務	現在契約電力は2,400kWであるが、東京電力パワーグリッド株式会社との協議により高圧受電とのこと。今後電力会社より特高受電を求められる場合のリスクは市が負うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書 (案)	28	第3	2	2-5			エネルギー管理及び温室効果ガス業務	省エネ法に基づく原単位を毎年1%以上低減するとの記載に関し、未達時の取扱い（要求水準違反か、努力義務か）についてご教示ください。	現時点では、努力義務を想定しています。詳細は、募集要項等で公表します。
111	要求水準書 (案)	28	第3	2	2-5			エネルギー管理及び温室効果ガス業務	管理標準の作成については既作成のものを踏まえて新たに作成するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
112	要求水準書 (案)	28	第3	2	2-5			エネルギー管理及び温室効果ガス業務	定期報告書、中長期計画書等の作成に協力することとありますが、作成は市が行うという理解でよろしいでしょうか。その場合、協力の範囲についてご教示ください。	定期報告書、中長期計画書等の作成に必要な各エネルギー使用量や省エネに資する取り組み等をご報告ください。詳細は募集要項等で公表します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
113	要求水準書 (案)	30	第3	2	2-6	(4)		その他の検査・測定・分析	高瀬処理場における下水道法施行令で必要な法定検査（放流水の水質検査等）は業務範囲外ということで宜しいでしょうか。	市でも外部事業者委託しますが、運転管理業務を適正に行う上で必要な検査項目であることから業務範囲とし、詳細は募集要項等で公表します。
114	要求水準書 (案)	30	第3	2	2-6	(4)		その他の検査・測定・分析	高瀬処理場における金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令または環境基本法第十六条 1 項環境庁告示第46号で必要な法定検査（溶出試験・含有量試験等）は業務範囲外ということで宜しいでしょうか。	市でも外部事業者委託しますが、運転管理業務を適正に行う上で必要な検査項目であることから業務範囲とし、詳細は募集要項等で公表します。
115	要求水準書 (案)	30	第3	2	2-6	(4)		その他の検査・測定・分析	高瀬処理場における悪臭防止法で必要な臭気測定は業務範囲外ということで宜しいでしょうか。	業務範囲内です。
116	要求水準書 (案)	30	第3	2	2-6	(4)		その他の検査・測定・分析	高瀬処理場・宮本ポンプ場における騒音規制法で必要な騒音測定は業務範囲外ということで宜しいでしょうか。	業務範囲内です。
117	要求水準書 (案)	31	第3	2	2-8			ユーティリティーに調達に関する業務（1 2 電気消耗品）	「照明用蛍光灯ランプ・電球類（LED含む）」と記載がありますが、蛍光灯の製造終了に伴い必要となる照明設備のLED化に係る器具更新・切替工事は、本事業の対象外との認識でよろしいでしょうか。 また、蛍光灯の製造終了後は、事業者による蛍光灯の調達・手配は不要であり、LEDの調達・手配という認識でよろしいでしょうか。	前段については、業務範囲内です。後段については、ご理解のとおりです。
118	要求水準書 (案)	32	第3	2	2-9			汚泥運搬処分業務	汚泥含水率や流入固形物量の変動があると貯留槽液位の増減が大きいため月単位の汚泥搬出計画は非常に予測が難しいと考えます。上記のことから汚泥搬出計画の運搬業者及び処分業者への通知について、週単位にご変更いただきたく存じます。	ご意見として承ります。
119	要求水準書 (案)	33	第3	2	2-10			事故・緊急対応業務	マンホールポンプ場の応急対応に要した費用は、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
120	要求水準書 (案)	33	第3	2	2-9			汚泥運搬処分業務	事業者が行うマニフェスト管理業務及び報告書作成業務の詳細についてご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
121	要求水準書 (案)	33	第3	2	2-10			事故・緊急対応業務	「緊急事態の発生に備え、従業員を非常参集できる体制を確立」とされていますが、災害・事故の規模・想定期間によって、非常参集が必要な体制規模に大きな差が生じるものと考えています。当該要求水準上想定される最大規模事象などについてご設定されていればご教示ください。	想定される緊急事態に対応ができるよう、事象ごとに応じた体制と計画をご提出ください。詳細は募集要項等で公表します。
122	要求水準書 (案)	34	第3	2	2-12	(1)		修繕業務の設定金額	図表22に年度別修繕の上限金額の設定を示して頂いておりますが、定期修繕時に新たに発見された不具合などで要する費用などは緊急修繕側の予算使用は可能と考えて宜しいでしょうか？	事前に報告を求め、その都度協議の上決定します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
123	要求水準書 (案)	34	第3	2	2-12	(1)		修繕業務の設定金額	図表22に年度別修繕の上限金額の設定を示して頂いておりますが、測定・試験・分析業務及び修繕業務は、図22のとおりとし設定金額の範囲内において・・・との記載があります。本設定金額の中には、現状業務として実施されているどの業務費目が含まれているのか、項目根拠などを示して頂けないでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。
124	要求水準書 (案)	34	第3	2	2-12	(1)		修繕業務の設定金額	図表22に年度別修繕の上限金額の設定を示して頂いておりますが、1件あたりの上限金額の設定は無しで宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
125	要求水準書 (案)	34	第3	2	2-12	(1)		修繕業務の設定金額	年度別で上限金額が設定されていますが、納期が1年以上の部品手配の定期修繕に対応する場合、協議は可能でしょうか？	ご理解の通りです。
126	要求水準書 (案)	34	第3	2	2-13	(2)		処理水槽等の定期的な清掃業務	図表23処理水槽等の清掃業務の中で、左記以外の年度に「○」が示されている項目について、実施周期をご教示ください。	令和11,12,14,15,17,18年度に実施してください。
127	要求水準書 (案)	34	第3	2	2-13	(4)		他事業との協力	高瀬下水処理場内における消化ガス発電事業との関連性についてご教授願います。記載では、汚泥消化設備の修繕は市が実施すると記載があります。消化ガス事業において、その他市の発注範囲となる設備修繕機器などがありましたら、本事業の範囲を明確にするために対象設備機器の提示をお願いします。	詳細は、募集要項等で公表します。
128	要求水準書 (案)	34	第2		2-13	(1)		敷地内の清掃、除草、樹木の剪定作業	作業実施頻度についての指定があればご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
129	要求水準書 (案)	34	第3	2	2-11	(1)		設定金額	令和10年度年度上限金額にて設定されている金額内訳（定期修繕の項目内容）をご教示願います。	詳細は、募集要項等で公表します。
130	要求水準書 (案)	34	第3	2	12	(1)		設定金額	「上限額」を超過した場合、「市と協議の上、必要と認められた修繕費用」は別途お支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	定期修繕は、年度別の上限額を目安として、事前に市と協議のうえ決定することとします。緊急修繕は、上限額を超過してもなお、緊急修繕が必要な場合は、市と協議としています。
131	要求水準書 (案)	34	第3	2	13	(2)		処理水槽等の定期的な清掃業務	図表23の「左記以外の年度」に○がついている清掃業務は「事業者の判断で必要な応じて実施する年度を決める」という理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
132	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-13	(4)		他事業との協力	「消化ガス発電事業」における要求水準・技術提案書は、本事業でどの程度適用されますでしょうか。	すべての適用を想定していますが、消化ガス発電事業と連携して事業を行ってください。
133	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-13	(4)		他事業との協力	「消化ガス発電事業」における消化設備の修繕・更新は、本事業の対象外ということで宜しいでしょうか。	修繕及び更新は対象外ですが、運転管理に支障がないような日常点検及び応急対応等は事業に含みます。
134	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-13	(4)		他事業との協力	「消化ガス発電事業」における発電設備の運転管理・修繕・更新は、本事業の対象外ということで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
135	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-13	(4)		他事業との協力	「消化ガス発電事業」におけるユーティリティ（ポリ硫酸第二鉄・高分子凝集剤）は、受託者が調達先を自由に選定しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、発生する汚泥量等において既存より改善される性能となるよう選定してください。
136	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-14			更新計画案作成業務(前期)	事業者作成の更新計画案が、(a)市作成のSM計画第4期（R12提出）・第5期（R17提出）にどの程度反映されますか（採用率の基準、市の修正範囲）。また、貴市作成のストックマネジメント計画について、公表を予定されていますか。	前段については、市のストックマネジメント計画への反映は、策定時の下水道事業の状況により変動する可能性があるため、現時点での想定はございません。後段については、公表を予定しています。
137	要求水準書 (案)	35	第2		2-13	(3)		降雪時の除雪作業	降雪時の除雪範囲（維持管理動線のみ等）の指定があればご教示ください。	除雪範囲について一律の指定はありませんが、施設の運転管理に支障が出ないよう除雪を実施してください。
138	要求水準書 (案)	35	第2		2-13	(4)		他事業との協力	消化ガス発電事業における消化工程不具合により、汚泥の脱水性が低下・放流水質悪化する可能性があります。その場合の責は発注者側にあるとの認識で良いでしょうか。	放流水質等の要求水準は遵守するものとし、水処理に影響の少ない運転及び汚泥投入の対応を実施してください。受注者による過失でないことが明らかな場合は、協議の上で決定します。
139	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-14	(1)		更新計画案作成業務(前期) 業務概要	「業務概要は想定であり事業実施段階において市との協議により決定する」とありますが、現段階で協議により決定しなければならない業務内容として、想定されているものがあればご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
140	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-14			更新計画案作成業務(前期)	更新計画の対象は土木・建築（建築付帯設備含む）・プラント機械・プラント電気という理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定は、プラント機械・プラント電気ですが、事業者が検討する更新計画案に基づき事業を実施いたします。
141	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-14			更新計画案作成業務(前期)	計画にあたっては市内、別の下水道施設を考慮しないという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）」第1章4に示す範囲が対象です。
142	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-14			更新計画案作成業務(前期)	点検調査として参照するのは2-6ではなく2-4という理解で良いでしょうか。	「要求水準書（案）」第1章4に示す範囲が対象です。 なお、点検調査は、2-4を参照してください。当該箇所を修正して、今後公表します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
143	要求水準書 (案)	35	第3	2	2-14			更新計画案作成業務 (前期)	本業務は対象施設の第4期ストックマネジメント計画検討(R15～R19年度)を行うものと理解しております。一方で、現行第2期ストックマネジメント計画も進捗が遅れているものと捉えております。そのため、第3期ストックマネジメント計画では第2期の進捗遅れ分を早期に解消し、第4期ストックマネジメントで本業務対象施設への予算を重点化することで事業費を確保する考えなのか、調整方針をご教示願います。また、対象施設以外の船橋市所管施設も含めた船橋市全体でのストックマネジメント計画優先順位付け並びに予算平準化をどのように調整するのかの方針もご教示願います。	前段については、ストックマネジメント計画を重点化するのではなく、全施設における老朽化の進捗状況、リスク評価等を比較したうえで事業費を算出し調整を行うものとなります。 後段については、市全域のSM計画の老朽化の進捗状況、リスク評価等を比較したうえ、採用する見込みです。
144	要求水準書 (案)	36	第3	2	2-14	(2)		業務内容	修繕・改築計画の策定に当たって、処理場・ポンプ場施設・設備の健全度評価は日本下水道事業団のAMDBに基づいた判定を実施しているとの認識でよいでしょうか？	修繕・改築計画は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」等に準じて実施しています。なお、第2期ストックマネジメント計画は、AMDBに基づいた判定を行っています。
145	要求水準書 (案)	36	第3	2	2-14	(2)		業務内容	修繕・改築計画の策定に当たって、処理場・ポンプ場施設・設備の健全度評価は本W-PPP事業から船橋市独自の評価基準で検討する、という認識でよいでしょうか？	各種基準等を遵守して健全度による評価基準を設定いただくことを想定しています。
146	要求水準書 (案)	36	第3	2	2-14	(2)		業務内容	修繕・改築計画の策定について当たって、処理場・ポンプ場施設・設備の健全度評価での船橋市独自の評価基準についてご提示をお願い致します。	No,145の回答をご参照ください。
147	要求水準書 (案)	36	第3	2	2-14	(2)		更新計画案作成業務(前期) 業務内容	当該業務において、「実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する」とありますが、提案時の改築工事量・時期などについては、どのように想定すればよいでしょうか。	提案時に想定する改築工事量及び実施時期を踏まえて、実施計画を検討してください。
148	要求水準書 (案)	37	第3	2	2-15			更新計画案作成業務(後期)	更新計画の対象は土木・建築（建築付帯設備含む）・プラント機械・プラント電気という理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定は、プラント機械・プラント電気及び建築付帯ですが、事業者が検討する更新計画案に基づき事業を実施いたします。
149	要求水準書 (案)	37	第3	2	2-15			更新計画案作成業務(後期)	計画にあたっては市内、別の下水道施設を考慮しないという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）」第1章4に示す範囲が対象です。
150	要求水準書 (案)	38	第2	2	2-16	(1)		業務概要	本事業での詳細設計対象はストックマネジメント計画における更新設計のみが対象であり、別途市が実施する耐震補強設計における設備の撤去・再設置は設計対象外との認識で良いでしょうか。	工事監理を行う者が、所定の資格・経験を有する必要があります。したがって、事業者が工事監理を行う場合は事業者が、事業者が発注した業者が工事監理を行う場合は当該業者が、それぞれ配置してください。
151	要求水準書 (案)	38	第3	2	2-16			詳細設計業務	詳細設計業務の考え方について教えてください。具体的には、令和10年度の本事業開始に合わせてストマネ3期が開始されると考えています。この市で策定されえたストマネ3期を元に本事業で詳細設計を行うという理解でよろしいでしょうか？ その場合ストマネ3期は今後公表していただけるという理解でよろしいでしょうか？	ストックマネジメント計画3期は、今後公表いたします。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
152	要求水準書 (案)	38	第3	2	2-17			改築業務	改築業務の考え方について教えてください。具体的には、令和10年度の本事業開始に合わせてストマネ3期が開始されと考えています。この市で策定されえたストマネ3期を元に本事業で改築を行うという理解でよろしいでしょうか？ その場合ストマネ3期は今後公表していただけるという理解でよろしいでしょうか？	前段は、事業者が検討した更新計画案に基づき改築を実施します。後段は、No.151の通りです。
153	要求水準書 (案)	38	第3	2	2-17	(4)		改築業務 市別発注工事との調整	本事業の期間中に市が別途耐震補強工事の発注を行う想定であると記載があります。詳細工程立案のため、現時点での計画は開示されと考えてよろしいでしょうか？	詳細は、募集要項等で公表します。
154	要求水準書 (案)	39	第3	2	2-16	(4)		提出資料	特記仕様書は工事発注用に作成するものではなく、工事完了後に第三者から見て設置されたものの仕様が分かる資料という理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）No.12のとおりです。
155	要求水準書 (案)	39	第3	2	2-16	(4)		提出資料	数量計算書は工事発注用に作成するものではなく、工事完了後に第三者からみて使用した材料の数量が分かる資料という理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）No.13のとおりです。
156	要求水準書 (案)	39	第3	2	2-16	(4)		提出資料	提出資料に記載がある資料について詳細設計成果として不要なものは提出しなくとも良いとの認識で良いでしょうか。	提出資料に記載している資料は、現時点ですぐれも必要なものと考えていますので、事業者において要否を判断し、提出を省略することはできません。
157	要求水準書 (案)	39	第3	2	2-16	(4)		提出資料	機械関係、電気関係、土木関係の記載ですが、建築関係（付帯設備を含む）は本事業には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定は、プラント機械・プラント電気及び建築附帯の想定です。
158	要求水準書 (案)	39	第3	2	2-16	(4)		提出資料	建築関係（付帯設備を含む）が別事業の場合、事業調整をどのように実施するかご教示ください。	No.157のとおりです。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
159	要求水準書 (案)	41	第3	2	2-17	(2)		工事実施体制及び配置技術者	「改築の実施に当たっては、適正な施工を確保するために、工事の内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督を行うものとする。」とありますが、事業者を求める工事監理業務の技術者要件か、または事業者が発注した業者に求める技術者要件かをご教示ください。	工事監理を行うものが資格を保有している必要があるため、事業者が行う場合は、事業者が、事業者が発注した業者が行う場合は、発注した業者が配置してください。
160	要求水準書 (案)	41	第3	2	2-17	(4)		市別途発注工事等との調整	「市が別途耐震補強工事の発注を行う想定である。」とありますが、要求水準書（案）P49に記載されている「耐震診断調査（詳細診断）」と合わせて、想定の実施時期・期間をご教示ください。	実施時期・期間が想定できるものについては募集要項等で公表します。
161	要求水準書 (案)	41	第3	2	2-17	(4)		市別途発注工事等との調整	市が別途発注される耐震補強工事等で水処理等に影響を及ぼす可能性がある仮設工事、水替え工事等が必要となった場合、当該工事期間中の放流水質確保の責は工事業者にあるとの認識で良いでしょうか。	市が別途発注する耐震補強工事等が行われる場合は、対応可能な範囲で、協力してください。水処理に影響が及ぼす可能性がある場合は、事前に市と協議を行ってください。
162	要求水準書 (案)	41	第2	2	2-17	(1)		改築業務	現在想定している改築計画と施工時期、市の別途耐震補強工事のスケジュールを追加記載して欲しい。	No.160のとおりです。
163	要求水準書 (案)	42	第3	2	2-17	(5)		工事の対象	参考資料1のみでは、更新対象の範囲（対象機器、配管等）および更新対象設備の優先順位（時期）が不明確であるため、令和8年度第2四半期に公表予定の要求水準書においてお示しいただけますでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
164	要求水準書 (案)	42	第3	2	2-18			工事監理業務の対象	要求水準書（案）P4の表では、工事監理業務の備考欄に高瀬下水処理場のみと記載がありますが、工事監理業務の対象は本事業で実施する改築工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
165	要求水準書 (案)	42	第3	2	2-20			台帳管理業務	「台帳システムに本事業で発生した維持管理、修繕、改築等の情報のデータを入力すること」とありますが、事業者が入力すべきデータの項目や頻度についてご教示願います。	詳細は、募集要項等で公表します。
166	要求水準書 (案)	42	第3	2	2-20			台帳管理業務	事業者は「本事業で発生した維持管理、修繕、改築等の情報のデータを入力」することとされています。事業者の入力対象は事業開始日（令和10年4月1日）以降に本事業で発生した維持管理・修繕・改築等の情報に限定され、それ以前に発生した情報および事業開始時点で貴市の台帳に未整備・未入力となっている既存情報の遡及整備は本事業の業務範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。後段については、維持管理を行う上で、現場と台帳に相違が生じている場合は台帳の更新をしてください。
167	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-2			管路業務のスケジュール	図表25注釈※1において「調査後5年以上経過していることに留意」とありますが、貴市による調査時点よりも管理状況が著しく悪化していた場合は、設計変更の対象になり得るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
168	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(1)		管路業務指標	「事業者は、事業期間中（事業開始から2～3年後）…目標項目及び目標基準値を選定し…」とあります。2～3年後に目標項目及び基準設定となると事業開始から2～3年の間の目標項目及び目標基準はどのような想定をされていますか。	事業開始から2～3年間は、要求水準に定められた業務を行っていただくことを想定しています。
169	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-2	図表 25		管路業務のスケジュール	「※1 市が調査した…。ただし、調査後5年以上経過していることに留意すること」とありますが、昨年度に耐震指針の改定もあったことから、本事業で、改めて、調査や設計を再度実施するということでしょうか。	耐震指針の改定による影響を確認した上で、必要に応じて調査又は設計を実施することを想定しています。具体的な対応については、個別に協議します。
170	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-2	図表 25		管路業務のスケジュール	R18、R19のスケジュールが空白となっておりますが、最終2ヶ年の計画をご教示ください。	スケジュールは想定です。令和18年度及び令和19年度は、想定通りに事業が進まなかった場合を想定した余裕分としていますが、事業期間内の改築は、事業者の更新計画案に基づき行っていくことになります。
171	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-2	図表 25		管路業務のスケジュール	「※4 上下水道耐震化計画の…工事の時期を令和16年度までとする。」とありますが、公共下水道の耐震事業は、令和10年度からの調査後に数量が確定します。数量によっては令和16年度まで完成しないことも想定されますが、令和16年度以降の工期延期は可能でしょうか。	原則、令和16年度までの完成ですが、工期延伸の可否は協議によります。
172	要求水準書 (案)	43	第3	3				管路業務に関する要求事項	6/30の説明会において、管路施設（公下・排水管）に関する概算事業費（税込み）が提示されました。3条と4条別に提示がありますが、現時点での管路業務に関する3条・4条各々の概算事業費内訳についてご提示をお願い致します。	現時点でお示しできる概算事業費の内訳は、6/30の説明会で提示した内容となります。これ以上の内訳については、現時点でお示しできるものではありません。
173	要求水準書 (案)	43	第3	3				管路業務に関する要求事項	6/30の説明会において、管路施設（公下・排水管）に関する概算事業費（税込み）が提示されました。当該管路施設の概算事業費には、計画・設計委託費も含まれている、という認識でよいでしょうか？	概算事業費には、計画・設計委託費も含まれています。
174	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(1)		管路業務の指標	「事業者は、事業期間中（事業開始から2～3年後）に市の承諾を得て住民等からの要望に関する初動対応時間等の目標項目及び目標基準値を設定」とありますが、事業開始初年度～目標項目・目標基準値設定までの間は、業務計画として提示する作業量の履行が目標項目・目標基準値になり、業務指標設定後の当該指標は、履行判断の基準ではなく、業務の質を経年的に評価するための参考値になると考えてよいでしょうか	目標項目及び目標基準値を設定した後は、当該指標に基づく履行を求めます。なお、当該指標の取扱いの詳細は、募集要項等で公表します。
175	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(1)		管路業務の指標	住民からの要望事項への対応状況に伴う目標項目及び目標基準値は、受託後設定するという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
176	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(2)		事業終了時に求める措置	管路施設について、「健全度Ⅰ・Ⅱの路線について対策済であること」とありますが、健全度ランクの考え方・基準等をご提示頂きたい。	詳細は、募集要項等で公表します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
177	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(2)		管路に係る業務の要求水準 (2) 事業終了時に求める措置	「健全度Ⅰ・Ⅱの路線が対策済であること」とありますが、国庫補助などの影響により改築計画の変更が生じた場合など、市の責において未達となる場合は、この限りではないとの認識でよろしいでしょうか？	国庫補助金の交付額が要望額を下回ったことにより施設健全度に影響が生じる場合は、適正な点検整備・修繕を行った上で、交付額の状況や影響期間等を踏まえ、対応について個別に協議します。
178	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(2)		事業終了時に求める措置	「健全度Ⅰ・Ⅱの路線において、対策済であること。なお、具体的な対策は、事業者が市に提案する」とされていますが、事業者からの対策提案に当たって、市が適切な対策と認める判断基準は事前に示されるものと考えてよろしいでしょうか。判断基準が明示されない中での対策提案は難しいものと考えています。	詳細は、募集要項等で公表します。
179	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(2)		図表25	調査を踏まえて、更新計画案策定・詳細設計を実施して更新工事に着手することになりますが、当初提案数量・価格はどのように想定して提示することになるでしょうか。提案グループ毎で前提条件が異なると提案価格の比較が難しくなるものと考えます。	詳細は、募集要項等で公表します。
180	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-1	(2)		図表25	当初提案価格を当初契約額とする場合、調査・更新計画策定・実施設計の各段階を経て、当初提案と内容、金額に差異が生じた場合はどのような対応することをご想定でしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
181	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-2			管路業務のスケジュール	図表25において、公共下水道の管路施設の耐震事業のうち、更新計画案作成が事業者が行う形となっておりますが、今回の事業範囲外との認識でよろしいでしょうか？	管路施設の耐震事業に係る更新計画案作成業務は、業務の対象です。
182	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-2			管路業務のスケジュール	図表25において、「ストックマネジメント計画と耐震計画で対象施設が重複する管路施設において、施工方法等を調整するため、同一時期とする」とありますが、こちらは事業者が実施する業務として記載されています。どちらの事業で実施するかで、本業務に加えるかどうかが決まるかと思いますが、耐震化事業で実施する場合には、本業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。	管路施設の耐震化事業は業務範囲です。
183	要求水準書 (案)	43	第3	3	3-2			管路業務のスケジュール	更新計画、設計は、3-8において行った調査結果を対象とし、既存成果を用いた形での作業は発生しないという理解で良いでしょうか。	これまでに市が行った調査結果及び事業者が行った調査等の結果をもとに、更新計画、設計を行うことを想定しています。
184	要求水準書 (案)	43	3	3	3-2			業務スケジュール	管路業務スケジュールは概略工程を示すものとの理解ですが、各業務の年度別実施数量及び実施時期について市の想定があればご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
185	要求水準書 (案)	43	3	3	2			管路業務のスケジュール	「調査結果をもとに事業者が更新計画案を作成し実施する業務」(公共下水道_ストックマネジメント_公共下水道_耐震_排水路_長寿命化対策の改築更新)について、各種調査の結果、提案時の想定より修繕・改築更新費用が増大した場合は、「市と協議の上、必要と認められた修繕費用」は別途お支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	各種調査結果により修繕・改築更新費用が増大した場合の取扱いについては、個別事象に応じて市と協議します。
186	要求水準書 (案)	44	第3	3	3-4			住民対応業務 (図表27)	過年度の住民対応等処理業務数量が図表27に51件/年と記されています。当該数量の設定根拠を提示して頂きたい。	No.23の回答をご参照ください。
187	要求水準書 (案)	44	第3	3	3-4			住民対応業務 (図表27)	過年度の住民対応等処理業務数量について、過去5か年分程度の数量並びに処理業務の内訳・種類 (陥没対応・閉塞対応など) をご提示頂きたい。	No.23の回答をご参照ください。
188	要求水準書 (案)	44	第3	3	3-6			緊急修繕の設定金額	緊急修繕の年度上限額 (令和10年度: 640万円等) が設定されていますが、突発的な管路陥没等により年度の途中で上限額を超過することが明白となった場合、超過分の費用は市の負担となり、事業者の過度な資金 (立替) 負担とならないよう、追加費用の支払いタイミングを含む運用ルールが契約等で明確に設定されるという認識でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等で公表します。
189	要求水準書 (案)	44	3	3	3-4			住民対応業務	要望等処理業務 (年間51件想定) について、過去10年間の実績における主な対応内容 (悪臭、閉塞、陥没、マンホール蓋関連等) の内訳をご教示ください。	No.23の回答をご参照ください。
190	要求水準書 (案)	44	3	3	3-4			住民対応業務	住民要望への現地対応において、現地出動の要否判断および対応内容の決定は受託者の判断によるものか、発注者の指示によるものかご教示ください。	住民からの要望等は市が受け付け、現地出動の要否判断及び対応内容の基本は、市の指示に基づくことを想定しています。なお、現地での具体的な対応は、状況に応じて事業者が実施してください。
191	要求水準書 (案)	44	3	3	3-4			住民対応業務	原因が民側の場合は対処せずに戻ってもよいと理解してよいでしょうか。	「民側の場合」を、宅地内排水設備等の住民側で管理すべき範囲に起因する事象として回答します。その場合、住民側で対応すべき内容であることが確認できたときは、必要な説明を行い、市へ報告の上で対応を終了することを想定しています。なお、住民と連絡が取れない場合又は判断が難しい場合は、市へ報告し、指示を受けてください。
192	要求水準書 (案)	44	3	3	3-5			事故・緊急対応業務	管路施設に係る事故・緊急対応について、市の指示から2時間以内の対応開始が求められていますが、事業者による市内又は近隣地域への常設拠点の設置を想定しているのでしょうか。	市として市内又は近隣地域への常設拠点の設置を指定しているものではありません。「要求水準書 (案)」に定める対応開始時間を満たす体制を確保してください。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
193	要求水準書 (案)	44	3	3	3-5			事故・緊急対応業務	管路施設における事故・緊急対応業務について、「2時間以内に対応開始」とは、現地到着ではなく出勤開始を指すとの理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、対応開始の定義をご教示ください。	「対応開始」とは、初動対応のため現地に到着する時点を指します。
194	要求水準書 (案)	44	3	3	3-5			事故・緊急対応業務	事故・緊急対応業務について、再委託先又は協力会社による対応も可能との理解でよろしいでしょうか。	SPCが再委託した企業で対応することも可能です。
195	要求水準書 (案)	44	3	3	3-3			点検・調査・清掃業務	定期点検業務により必要と判断される定期清掃・しゅんせつ業務について、実施要否の判断主体は市又は受託者のいずれを想定されているかご教示ください。	定期清掃及びしゅんせつ業務の実施要否は、「要求水準書（案）」の内容を満たすよう、事業者において判断してください。
196	要求水準書 (案)	44	3	3	3-3			点検・調査・清掃業務	市民要望等への対応における「緊急の管路内調査・清掃・修繕等」について、要望等処理業務に含まれる範囲と、緊急修繕業務として扱う範囲の区分をご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
197	要求水準書 (案)	44	3	3	3			点検・調査・清掃業務	「非特定事業場及び重要箇所(市が指示する事業所及び箇所)」は具体的にどこ（何か所）を想定しているかご教授ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
198	要求水準書 (案)	44	3	3	4			住民対応業務	過去の住民要望等処理業務51件/年について、具体的な「住民からの要望内容」と「それに対する処理内容」をご教授ください。	No.23の回答をご参照ください。
199	要求水準書 (案)	44	3	3	5			事故・緊急対応業務	事故・緊急対応業務について、具体的に「どのような事象」に対して、「どのような対応」を行うことを想定しているかご教授ください。	道路陥没や詰まり、大雨・地震等に対し、復旧作業や防災対応を行うことを想定しておりますが詳細は、募集要項等で示します。
200	要求水準書 (案)	44	3	3	6	(2)		設定金額	「上限額」を超過した場合、「市と協議の上、必要と認められた修繕費用」は別途お支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	上限額を超過した場合は、市との協議により対応を致します。
201	要求水準書 (案)	45	第3	3	3-7	(2)	(イ)	診断	管路施設の健全度ランクについては、現在下水道法の改正が審議中であり、この結果によっては評価基準が変更となる可能性がある、という認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
202	要求水準書 (案)	45	第3	3	3-8	(1)		更新計画案作成業務 (前期) (1) 業務概要	ストックマネジメント実施方針については、市から提供があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
203	要求水準書 (案)	45	3	3	3-6	(2)		設定金額	緊急修繕の年度上限額を超過した場合の費用負担及び契約変更の考え方をご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
204	要求水準書 (案)	46	第3	3	3-8	(2)		更新計画案作成業務 (前期) (2) 業務の内容	修繕・改築計画の策定は、あくまで対象地域に関する計画策定であり、他の処理区の修繕・改築計画との整合は、市で行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
205	要求水準書 (案)	46	第3	3	3-8	(2)		更新計画案作成業務 (前期) (2) 業務の内容	事業期間は概ね5年とありますが、処理場施設側が7年と記載があります。事業計画なども整合を図る必要があると思いますので、どちらが正かご教示ください。	処理場は、概ね7年程度、管路施設は概ね5年程度の改築の優先順位を策定してください。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
206	要求水準書 (案)	47	第3	3	3-8	(5)		更新計画案作成業務 (前期) (5) 補足事 項	「過去のストックマネジメント計画を踏まえ、(中略)ストックマネジメント計 画(第4期)を検討するもの」とありますが、今回対象は高瀬処理区のみ であり、市が申請するいわゆるストックマネジメント計画は、市全体での改築 事業を取り纏めて行うものとなります。このため、市全体でのストックマネジメ ント計画(第4期)は、別途市がまとめられるものとして、事業者は高瀬処 理区に関する部分のみの対応との認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
207	要求水準書 (案)	47	第3	3	3-9	(1)		業務概要	「なお、業務概要は想定であり事業実施段階において市との協議により決 定する」とありますが、現段階で協議により決定しなければならない業務内 容として、想定されているものがあればご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
208	要求水準書 (案)	47	第3	3	3-9	(1)	(工)	計画期間：令和10～19 年度の10年間	3-9(2)(カ)(b)には「事業計画期間内に修繕・改築する管路施設の対 象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算 出する」とありますが、本事業開始は令和10年度からとなりますので、計画 前半部分、少なくとも令和10年の初年度など、計画案策定が間に合わない 期間が生じるように考えます。一方で、(5)補足事項においては、「更新 計画案は事業期間中に完了するように市に提出すること」とあり、令和10 ～19年度を対象とした更新計画案策定業務の成果品を令和19年度末 に完了提出することが認められるようにも思われます。更新計画の検討と内 容提示、更新設計・工事の実施の流れについて、ご想定があればご教示く ださい。	詳細は、募集要項等で公表します。
209	要求水準書 (案)	49	第3	3	3-10	(1)		耐震対策施設の詳細設計	詳細設計業務として、別途発注予定とされる耐震診断調査(詳細診 断)などにより、対策が必要と判定された施設に対して詳細設計を行うと記 載がございますが、詳細設計を実施するにあたり、適用すべき耐震性能基 準(例：指針名称や目標耐震性能レベル等)の記載が見当たりません。 設計の根拠となる技術的基準についてご提示ください。	以下の基準を想定しています。詳細は、募集要 項等で公表します。 ・「船橋市下水道施設の耐震対策指針」 ・「下水道施設の耐震対策指針と解説」(公益 社団法人日本下水道協会) ・「下水道施設耐震計算例」(公益社団法人 日本下水道協会) ・「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイド ライン」(公益社団法人日本下水道協会)
210	要求水準書 (案)	49	第3	3	3-10	(1)		耐震対策施設の詳細設計	本業務における詳細設計は、市が別途実施する「耐震診断調査(詳細 診断)」の結果に全面的に依存しております。現時点では診断結果が未 確定であるため、対象施設の規模、対策の難易度、および必要な業務量 を想定することが極めて困難です。仮に、本業務範囲内ですべてを包括的 に引き受ける形とした場合、受託者側において想定外の業務量増大リスク を抱えることとなり、適正な積算ができません。つきましては、診断結果判明 後に、対象施設数や設計難易度に応じて、別途変更契約を締結する仕 組みといただくことが現実的と考えますが、このような理解でよろしいでし ょうか。	・R8.7月契約～R9.3月に委託成果が上がって くる予定です。

No.	実施方針 (案) / 要求水準書 (案)	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
211	要求水準書 (案)	49	3	3	3-11			改築業務	改築対象が提案時の想定と異なる場合の費用負担及び契約変更の考え方をご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
212	要求水準書 (案)	50	第3	3	3-11	(2)		工事実施体制及び配置技術者	「改築の実施に当たっては、適正な施工を確保するために、工事の内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督を行うものとする。」とありますが、事業者を求める工事監理業務の技術者要件か、または事業者が発注した業者に求める技術者要件かをご教示ください。	工事監理を行う者に求める技術者要件です。したがって、事業者が工事監理を行う場合は事業者が、事業者が発注した業者が工事監理を行う場合は当該業者が、所定の資格・経験を有する技術者を配置してください。
213	要求水準書 (案)	50	第3	3	3-11	(1)		改築業務（１）一般事項	1行目「最適な改方法」は「最適な修繕・改築方法」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	要求水準書 (案)	25 35	第3	2	2-2 2-13	(3) (4)		放流水質等に関する要求水準 他事業との協力	消化ガス量に関し、基準値1,920,000Nm ³ /年・目標値2,310,000Nm ³ /年が示されていますが、目標値未達時の取扱いについてご教示ください。	詳細は、募集要項等で公表します。
215	要求水準書 (案)	9-10	第2	1	4	(2)		下水道管路施設内での作業における安全管理	酸素欠乏測定等の安全管理費用は委託費に含む認識でよいかが教授ください。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書 (案)	9-10	第2	1	4	(2)		下水道管路施設内での作業における安全管理	作業中止時の待機・再開判断は事業者判断となるのかご教授ください。	「要求水準書（案）」第2章1－4に示すとおり、事業者の判断により設定し、市に報告することとしてください。
217	参考資料							事業種別	事業種別に記載の3条、4条についてご教示願いたい	詳細は、募集要項等で公表します。
218	参考資料							※統括管理業務、SPC設立費用は含まない。	統括管理業務、SPC設立費用は含まないとありますが、今後どのようなプロセスでご検討されるのでしょうか。民間からの見積もり徴収を行うなどご検討の方向性がありましたらお示しください。	積算に係るプロセスについては、公平性の観点から公表しません。
219	要求水準書 (案)							業務費用	公的な積算基準のない業務を実施する場合の費用設定の考え方をお教えください。	積算に係るプロセスについては、公平性の観点から公表しません。